

産業廃棄物処理計画書	
平成 30年 6月 29日	
大分県知事	殿
提出者	
住 所 大分市中島西3丁目5番1号	
氏 名 株式会社 佐伯建設	
代表取締役社長 川崎栄一 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 097-536-1530	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社 佐伯建設
事業場の所在地	大分市中島西3丁目5番1号
計画期間	平成30年4月1日～平成31年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	総合建設業
②事業の規模	140億
③従業員数	180人
④産業廃棄物の一連の処理工程	別紙添付

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
①現状	【前年度（平成 29年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	その他のがれき類	ガラス陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	建設汚泥
	排出量	39.284t	10.21t	109.114t	17.102t	21.182t
	(これまでに実施した取組) その他のがれき類(分別資源化) ガラス陶磁器(分別資源化) 廃プラスチック(分別資源化) 金属くず(分別再資源化) 建設汚泥(脱水)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	その他のがれき類	ガラス陶磁器くず	廃プラスチック	金属くず	建設汚泥
	排出量	37t	10t	105t	16t	20t
	(今後実施する予定の取組) その他のがれき類(分別資源化) ガラス陶磁器(分別資源化) 廃プラスチック(分別資源化) 金属くず(分別再資源化) 建設汚泥(脱水)					
産業廃棄物の分別に関する事項						
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)					
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)					

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
①現状	【前年度（平成 29年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず	混合(安定型)	コンクリートがら	アスコンがら
	排 出 量	646.0t	53.5t	258.615t	992.77t	131.453t
	(これまでに実施した取組) 木くず(梱包材・余剰材の削減、分別資源化) 紙くず(梱包材・余剰材の削減) 混合(安定型)(なし) コンクリートガラ(分別解体、建設資材として再利用) アスコンガラ(余剰材を抑制、路盤材として再利用)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	木くず	紙くず	混合(安定型)	コンクリートがら	アスコンがら
	排 出 量	615t	50t	250t	950t	125t
	(今後実施する予定の取組) 木くず(梱包材・余剰材の削減、分別資源化) 紙くず(梱包材・余剰材の削減) 混合(安定型)(なし) コンクリートガラ(分別解体、建設資材として再利用) アスコンガラ(余剰材を抑制、路盤材として再利用)					
産業廃棄物の分別に関する事項						
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)					
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)					

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項						
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項						
①現状	【前年度（平成 29年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	石綿含有(石膏ボード)	石綿含有(廃プラ)	石綿含有(がれき類)	石綿含有(木くず)	蛍光灯
	排出量	0 t	0 t	10t	0 t	0 t
	(これまで実施した取組) 石綿含有物のある解体工事は受注しないようにする(減量化)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	石綿含有(石膏ボード)	石綿含有(廃プラ)	石綿含有(がれき類)	石綿含有(木くず)	蛍光灯
	排出量	0 t	0 t	10t	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 石綿含有物のある解体工事は受注しないようにする(減量化)					
産業廃棄物の分別に関する事項						
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)					
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)					

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項						
①現状	【前年度（平成 29年度）実績】					
	産業廃棄物の種類	石膏ボード	混合廃棄物(管理型)			
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	163.38t	348.885t	t	t	t
	(これまでに実施した取組) 石膏ボード(余剰材の削減) 混合廃棄物(管理型)(なし)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類	石膏ボード	混合廃棄物(管理型)			
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	155t	330t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組) 石膏ボード(余剰材の削減) 混合廃棄物(管理型)(なし)					
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項						
①現状	【前年度（平成 29年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項						
①現状	【前年度（平成 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(これまでに実施した取組)					
②計画	【目標】					
	産業廃棄物の種類					
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)					
産業廃棄物の処理の委託に関する事項						
①現状	【前年度（平成 年度）実績】					
	産業廃棄物の種類					
	全処理委託量	t	t	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t	t	t
(これまでに実施した取組)						

②計画	【目標】				
	産業廃棄物の種類				
	全処理委託量	t	t	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t	t	t
	(今後実施する予定の取組)				
※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

④産業廃棄物の一連の工程処理

・コンクリートがら		
中間処理に委託	→	再生碎石として再資源化
・アスコンがら		
中間処理に委託	→	再生碎石として再資源化
・ガラス・陶磁器くず		
中間処理に委託	→	再生路盤材として再資源化
・廃プラスチック		
中間処理に委託	→	焼却・熱回収
・金属くず		
中間処理に委託	→	再利用
・木くず		
中間処理に委託	→	再生ボードの原料として再利用 焼却・熱回収
・紙くず		
中間処理に委託	→	再生紙として再利用・焼却・熱回収
・繊維くず		
中間処理に委託	→	ウェスとして再利用・焼却・熱回収
・廃石膏ボード類		
中間処理に委託	→	管理型埋め立て
・混合(管理型)		
中間処理に委託	→	選別・処分
・廃石綿類		
中間処理に委託	→	埋め立て